**平成２７年（フ）第１２８０号**
福岡県糸島市志摩稲留250番地17
破産者　城嶋　　緑（旧姓的野）
1　決定年月日　平成28年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第４５２号**
福岡市東区香椎３丁目３番42号
破産者　松元　　敦
1　決定年月日　平成28年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第４７６号**
福岡市早良区飯倉７丁目３番32号
破産者　池田　良二
1　決定年月日　平成28年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２７年（フ）第１７１１号**
福岡県大野城市乙金東２丁目24番４号
破産者　安部　　始
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第３６３号**
福岡県大野城市月の浦２丁目６番10号
破産者　倉光　景希
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第４４４号**
福岡県大野城市畑ケ坂２丁目３―24、住民票上の住所福岡県大野城市月の浦２丁目25番７号
破産者　坂本　匡史
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第６８号**
鹿児島県霧島市国分上井232番地　上井団地Ｂ棟303号
破産者　船盛壮一郎
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２７年（フ）第７０１号**
仙台市若林区六丁の目中町11番23号　サンシャイン佐孝203
破産者　伊藤　博泰
1　決定年月日　平成28年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２７年（フ）第７４９号**
仙台市太白区大野田３丁目９番５―401号、従前の住所仙台市太白区大野田３丁目11番22号　ファミリー大野田Ａ203
破産者　伊藤　友香
1　決定年月日　平成28年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２８年（フ）第１５７号**
愛知県北名古屋市宇福寺天神301番地ヴィラ・グランシャリオ201号、破産手続開始決定時の住所宮城県宮城郡利府町青葉台３丁目１番地338
破産者　熊谷　真愛（破産手続開始決定時の姓　佐藤）
1　決定年月日　平成28年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２８年（フ）第１１６号**
埼玉県三郷市彦成３丁目14番１―206号
破産者　芥川　　一
1　決定年月日　平成28年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２８年（フ）第１２４号**
埼玉県越谷市赤山町２丁目178番地７
破産者　福士　拓真
1　決定年月日　平成28年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２８年（フ）第１３０号**
埼玉県春日部市道口蛭田136番地１　ルネ春日部３―308
破産者　根本　　忠
1　決定年月日　平成28年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２８年（フ）第９号**
埼玉県秩父市堀切340番地１　秩父堀切団地３号棟２号
破産者　新井由佳理
1　決定年月日　平成28年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

**平成２７年（フ）第１１６号**
山梨県甲府市朝気２丁目１番22号
破産者　風間　玲子
1　決定年月日　平成28年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第３５号**
（前住所）山梨県甲斐市龍地4414番地１
破産者　渡邊みさ子
1　決定年月日　平成28年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２７年（フ）第２０８号**
愛知県豊橋市草間町字東山121番地、従前の住所愛知県豊橋市福岡町42番地
破産者　伊藤　　一
1　決定年月日　平成28年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２８年（フ）第１３６号**
兵庫県芦屋市打出小槌町13番15号　サンパレス打出小槌101号室
破産者　小渕　俊弥
1　決定年月日　平成28年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２８年（フ）第５９号**
福岡県春日市須玖北７丁目115番地　ヴェルドミール須玖507号
破産者　中原　美知
1　決定年月日　平成28年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部